

松山市道路照明灯スマートライト事業（ESCO事業）

募集要領

目次

1. 件名	2
2. 概要及び目的	2
3. 業務内容	2
4. 履行期間	2
5. 履行場所	2
6. 契約方法	2
7. 契約方式	2
8. 提案限度価格	2
9. 応募者の要件	2
10. 応募者の役割	3
11. 応募者の制限	3
12. 募集要領等の公表	4
13. 評価基準	4
14. 選考方法	4
15. 選考委員会の構成	4
16. 募集要領・仕様書等に関する質問	4
17. 質問に対する回答・公表	4
18. 参加表明書・資格確認書類の提出	5
19. 結果の通知	5
20. 提案書等の提出	5
21. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施	5
22. スケジュール	5
23. 失格事項	6
24. 無効事項	6
25. 留意事項	6
26. 事務局	7

1. 件名

松山市道路照明灯スマートライト事業（E S C O事業）

（以下「本事業」という。）

2. 概要及び目的

本事業は、照明灯のスマートライト化（通信機器が付帯したLED化）を行うことで、大幅な電気料金の削減及び維持管理の省力化に繋げるとともに、二酸化炭素の排出量を削減し、地球温暖化対策及びSDGsへ貢献する。

また、民間事業者の優れた創造力、技術力、経験及びコスト意識等を活用できるE S C O事業を導入するものであり、公募型プロポーザル方式により事業提案書を募集する。

なお、本募集要領のほか、別紙仕様書及び契約書（案）等を熟読し、提案すること。

3. 業務内容

別紙1 仕様書のとおり

4. 履行期間

契約始期は、契約締結日とし、契約終期は、令和17年度から令和19年度末までで設定する。

5. 履行場所

松山市内一円

6. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

※本事業の実施にあたっては、契約締結に関する議案を市議会に提出し、当該議案の成立をもって本契約の締結とする。

7. 契約方式

ギャランティード・セイビングス契約（自己資金型）

8. 提案限度価格

469,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本事業は、令和19年度までの債務負担行為を設定している。なお、この金額を超える提案をしたものは無効とする。

※見積書等の消費税及び地方消費税は、10%で計算すること。

9. 応募者の要件

- (1) 応募者は、本事業を遂行する能力を有する単独企業又は複数の企業で構成されるグループとする。
- (2) グループでの応募者は、代表者を1者選定し、その者を本市との対応窓口とすること。
- (3) 参加表明時は、応募者の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- (4) 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
- (5) 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではない。
- (6) 下記の事業役割を担う者は、これまでに省エネルギー保証を伴うE S C O事業又はこれに類

する事業を受託し、遂行した実績を有すること。構成員が複数いる場合は、少なくとも代表者は本要件を満たすこと。

- (7) 下記に記載する施工役割を担う者は、建設業法第3条第1項第2号に規定する電気工事業の特定建設業の許可を受けており、市内本店を有し、かつ令和4年度松山市競争入札参加資格者名簿中、「電気」に登録されている、等級がAである者を1人以上配置すること。
- (8) 下記に記載する施工役割を担う者は、過去15年以内に元請けとして電気工事で1件の請負代金額（消費税及び地方消費税を含む。）が1億円以上の施工実績（工事が完成したもので、かつ、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム「CORINS」に登録されたものに限る。）を有すること（施工実績は公共工事に限る。）。ただし、共同企業体工事は、出資割合が20%以上の場合に限り、実績金額は出資割合で按分後の金額とする。
- (9) 下記に記載する維持管理役割を担う者は、電気工事業の建設業の許可を受けており、市内に本店又は支店を有し、かつ令和4年度松山市競争入札参加資格者名簿中、「電気」に登録されている、等級がA又はBである者を1人以上配置すること。
- (10) 応募者は、市内企業の本事業への参画に十分な配慮をすること。

10. 応募者の役割

応募者は、次の役割を全て担うものとし、グループの構成員が各役割を分担する。なお、構成員は複数の役割を兼務することができる。

(1) 事業役割

本市との対応窓口となり、応募を含むそれ以降の提案及び契約等に係る諸手続きを行い、事業全体を統括し、業務遂行の責を負うものとする。

(2) 施工役割

E S C O設備の導入に係る業務を施工する。

(3) 維持管理役割

本事業期間のE S C O設備の維持管理を実施する。

(4) その他の役割

上記(1)～(3)のほか、必要な役割を担う。

応募者は、各役割でそれぞれの事業者が異なる場合、各事業間の役割に関する合意書を別途本市に提出すること。なお、その合意書には、役割の構成事業者全員が、本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

11. 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者となることはできない。

- (1) 法人格を有していない者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされている者。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若

しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者。

(7) 公募開始の初日から優先交渉権者決定の日（優先交渉権者がなかった時は、本募集の終了を宣言した日）までの間に、松山市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者。

1 2. 募集要領等の公表

(1) 公表日 令和4年7月29日（金）

(2) 方法 松山市ホームページにて公表する。

<https://www.city.matauyama.ehime.jp/shisei/denshinyusatsu/gyoumuitaku/info/r4itaku/syoumeitou-esco.html>

1 3. 評価基準

別紙2 評価基準書のとおり

1 4. 選考方法

(1) 本事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。

(2) 本事業者は、選考委員会の評価に基づき市長が決定する。

(3) 選考は、評価基準書に基づき提案書、プレゼンテーション等の審査により行う。

(4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。

ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。

(5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。

(6) 選考結果は参加者すべてに通知する。

(7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

1 5. 選考委員会の構成

選考委員会は市職員で構成するものとし、外部有識者を置き、意見を求めるものとする。

1 6. 募集要領・仕様書等に関する質問

(1) 受付期間 令和4年7月29日（金）から令和4年9月16日（金） 17時

(2) 受付方法

別紙様式に基づき質問書に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAX等での質問は受付けない。

また、電子メールを送信した後に、事務局まで送信した旨の電話をすること。

1 7. 質問に対する回答・公表

随時回答するとともに、本市ホームページで公表する。

<https://www.city.matauyama.ehime.jp/shisei/denshinyusatsu/gyoumuitaku/info/r4itaku/syoumeitou-esco.html>

18. 参加表明書・資格確認書類の提出

- (1) 提出期限 令和4年8月31日（水） 17時（必着）
- (2) 提出書類 **別紙3 提出書類一覧 1～13**の書類を提出すること
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出場所 下記事務局
- (5) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）
※持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く。）
- (6) その他 現場確認は各自で行うこととするが、本市職員の立会を希望する場合は事務局に申し出ること。
照明灯の電気料金の実績データの提供を希望する場合は、よんでんコンシェルジュから取得できるデータを提供するので事務局に申し出ること。

19. 結果の通知

- 令和4年9月7日（水）までに電子メールで通知する。
再提出が必要な場合は、通知から3日後17時までに提出すること。

20. 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和4年9月30日（金） 17時（必着）
- (2) 提出書類 **別紙3 提出書類一覧 14～18**の書類を提出すること。
- (3) 提出部数 正本1部・副本15部
- (4) 提出場所 下記事務局
- (5) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）
※持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く。）

21. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

- (1) 実施日時 令和4年10月下旬予定（詳細な時間、場所は別途通知する。）
- (2) 実施時間 1者につき30分程度（プレゼンテーション15分、質疑応答15分）
- (3) 出席者
ア 1者につき5名程度とする。
イ 業務責任者となる予定の者は出席すること。
- (4) 留意事項
プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、提出後の差替、修正、追加は原則認めないこととする。
パソコン、プロジェクター等による説明を行う場合、プロジェクター及びスクリーンは市が用意し、操作用パソコン等は持ち込むこととする。プレゼンテーションの準備は開始前に提案者自ら行う。

22. スケジュール

- (1) 募集要領等の開始・公表 令和4年7月29日（金）
- (2) 募集要領・仕様書等に関する質問の受付 令和4年7月29日（金）
～ 令和4年9月16日（金）
- (3) 質問に対する回答・公表 随時

- | | |
|-----------------------|--------------|
| (4) 参加表明書・資格確認書類の提出 | 令和4年8月31日(水) |
| (5) 提案書等の提出 | 令和4年9月30日(金) |
| (6) プレゼンテーション・ヒアリング審査 | 令和4年10月下旬 |
| (7) 優先交渉権者の選定・通知・公表 | 令和4年11月中旬 |
| (8) 契約締結 | 令和5年3月下旬 |

※プレゼンテーション審査については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて、実施方法や時期を変更する場合があります。

2.3. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーションに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合

2.4. 無効事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 「8 提案限度価格」を超えた見積額を提示した場合

2.5. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 採用された提案書等の著作権は松山市に帰属する。
- (4) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出された提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (6) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容は必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (7) 提出書類の記入について公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、本市に届け出ている使用印鑑を押印し、委任登録をしている場合は、受任者情報を記入すること。
- (8) 参加表明書提出後、提案を辞退する場合は、提案辞退届を事務局に提出すること。
- (9) 特定結果の公表の際は、被特定者以外の参加者と評価結果が結びつかないように配慮する。ただし、参加者数が2者のみの場合はこの限りでない。
- (10) 優先交渉権者と本市との協議により、本契約締結前に協定書又は仮契約を締結できることとする。
- (11) 新型コロナウイルスの影響により、上記スケジュール等は変更となる場合がある。
- (12) 参加者が1者の場合であっても、本プロポーザルは中止することなく実施する。
- (13) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

26. 事務局

〒790-8571

松山市二番町四丁目7番地2

松山市 都市整備部 道路河川管理課 (担当: 石本・露原)

TEL: 089-948-6471

FAX: 089-932-1213

Email: dourokasen-kanri@city.matsuyama.ehime.jp